

活力ある豊かな村づくりは人づくりから

－北川村教育振興基本計画－

(平成 31 年度～令和 6 年度)

平成 3 1 年 3 月改訂

北川村教育委員会

目 次

第1章 北川村教育振興基本計画の策定について

1	位置付け	1
2	基本計画の期間	1
3	基本計画の進捗管理	1

第2章 北川村の教育をめぐる現状と課題

1	人口減少と少子高齢化の進行	2
2	高度情報化の進展	3
3	児童生徒数の推移	3
4	子どもたちの知・徳・体について	4
	（1）知の分野	4
	（2）徳の分野	5
	（3）体の分野	5
5	学校と地域との連携について	4
6	就学前教育・保育について	5
7	学校安全対策について	7
8	社会教育の状況	8

第3章 基本構想

1	基本理念	9
2	基本方針	10
3	施策の全体体系図	11

第4章 計画の基本方向と施策の柱

1 次代を担い、たくましく生きる児童生徒の育成 【知・徳・体の充実】		
基本方向（1）	学校力・教職員力の向上	12
基本方向（2）	確かな学力と自立する力の育成	13
2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現 【連携・協働の推進】		
基本方向（3）	保・小・中の連携による教育の推進	14
基本方向（4）	郷土愛を育む教育の推進	15
基本方向（5）	家庭・地域の教育力の向上	16
3 心豊かで、生きがいのもてる地域社会の実現 【学び続ける環境づくりの推進】		
基本方向（6）	安全・安心な学校づくりの推進	17
基本方向（7）	生涯学び続ける環境づくりの推進	18

第1章 北川村教育振興基本計画の策定について

1 位置付け

この北川村教育振興基本計画（改訂版）は、北川村総合振興計画を踏まえた上で、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、北川村における教育の振興を図るための施策に関する基本的な計画として位置付けるものであり、平成26年3月策定の教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題と、高知県教育振興基本計画（第2期改訂版）の内容等をふまえて、本教育委員会が所管する幼児教育、学校教育、社会教育に関する施策の具体的な事業計画を定めました。

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成31年度から令和6年度までの5年間とします。

3 基本計画の進捗管理

基本計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証していきます。また、この基本計画に定める施策等については、国・県の教育改革の動向や施策の進捗状況を勘案し、適宜見直しを行います。

第2章 北川村の教育をめぐる現状と課題

1 人口の減少と少子高齢化の進行

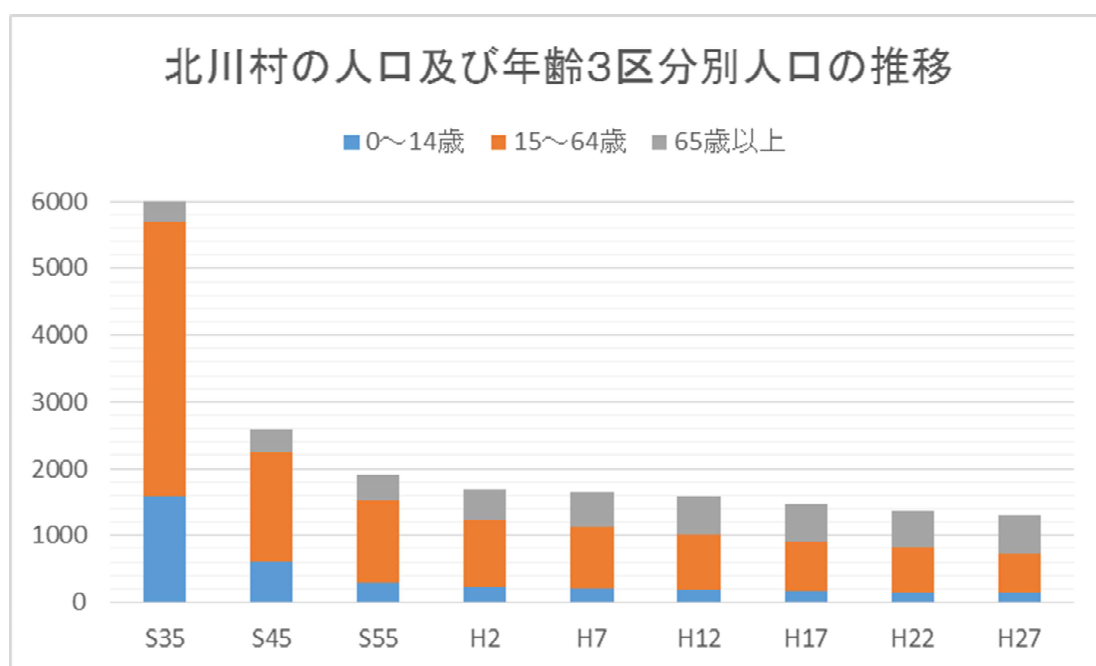
本村は、明治22(1889)年に施行された市町村制により、旧奈半利村の野友村、加茂村、野川村と合併して、現在の北川村となりました。

国勢調査で見ると、奈半利川ダム建設等の電源開発事業に沸いた昭和35年の6,000人をピークに、その後、電源開発事業の完成や国有林野事業の統廃合により激減し、平成27年には1,294人となっています。また、第一次産業を主体とする、経済基盤の脆弱さもあって、出生数が死亡数を下回る自然減や村外への転出者の影響により、人口減少に歯止めが掛からない状況が続いています。

これを年齢階層別に見てみると、平成27年の年少人口(14歳以下)は10.8%までに激減するとともに、生産年齢人口(15～64歳)は、46.7%と緩やかな減少に留まっています。一方、高齢者人口(65歳以上)は大幅に増加し、総人口の42.5%を占めるまでになっており、著しい少子高齢化の進む集落では、集落機能の維持が困難な限界集落が見受けられるなど、地域力の更なる減退が懸念されています。

少子化の進行に伴い、集団生活の体験が不足する子どもが増加しています。また、核家族化により子育てに不安を抱える保護者が増加しています。北川村ではこうした状況の改善に向けて、「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略〈平成28年度版〉」を策定し、「千人の家族が子どもを育む ゆず王国北川村」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

◆人口の推移



国勢調査より

2 高度情報化の進展

近年、国際競争が激しさを増すとともに、急速に普及したインターネットやメール、携帯電話を始めとする I C T（通信情報技術）の進展は、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速し、個人生活や企業活動、行政サービスなどに大きな変革をもたらしています。

このような社会・経済面でのグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、国際社会においても力を発揮することができる人材の育成が求められています。I C Tの普及とともに利便性や快適性が向上する一方、これらを利用した犯罪・トラブルの多発や有害情報の氾濫、更には、直接的に人とのかかわる機会の減少による対人関係の希薄化、活字離れなどの様々な問題が出てきています。

このため、児童生徒はもとよりあらゆる世代において、I C Tに関する正しい知識を持つとともに、情報セキュリティや情報モラルの確保などへの対応が求められています。

3 児童生徒数の推移

本村の人口減少に伴い、児童生徒数も減少を続け、この 25 年間(H6→H30)で 68 人(48.8%)減となっており、今後も就学者数は減少傾向にあります。

現在、小中学校においては、1 学年 6 人から 9 人が在籍しており、平成 24 年度には北川小学校で初めて 2・3 学年で複式学級が編制されました。今後も、未就学児の状況を見るに複式学級は避けられない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本村の行政区を越えた学校の適正規模・配置を検討していかなければなりません。

◆未就学児の人数

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人数	9	4	6	6	7	9	41

平成 31 年 3 月末現在

◆児童生徒数の推移

	H6	11	16	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小学校	88	89	75	75	69	70	65	64	61	58	61	56	50
中学校	52	50	29	35	32	29	33	33	38	29	24	20	22
合計	140	139	104	110	101	99	98	97	99	87	85	76	72

5 月 1 日現在学校基本調査より

4 子どもたちの知・徳・体について

(1) 知の分野

小・中学校の学力の状況は、平成 19 年度から始まった全国学力・学習状況調査において改善傾向にあります。

平成 30 年度調査結果において、小学校は国語・算数・理科ともに過去最高となり、中学校は、国語 B 問題が全国比を下回ったが、国語 A・数学・理科においては全国比を上回り、改善が進んでいます。しかし、小・中学校ともに活用に関する問題（B 問題）は 5～6 割の正答率で依然として課題があります。今後も、基礎的な知識・技能の着実な定着を図ることはもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を習得させることが必要です。

(2) 徳の分野

① いじめの状況

平成 29 年 3 月の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について国の通知を受け、高知県、北川村、小・中学校の「いじめ防止基本方針」の改定が行われ、いじめの定義について再確認をしました。

平成 29 年度の問題行動等調査において、いじめの認知件数は増加していますが、国からのいじめを積極的に認知するようという指導やいじめの認知に対する教職員の認識の重要性の高まりから、認知件数は増加したものです。児童生徒の健全な成長のために、いじめは重大な人権問題であるにとらえ、全ての教職員、児童生徒、保護者が協力して、いじめを見逃さず、許さないという共通認識のもと、未然防止の取組と深刻ないじめに発展しないよう早期発見、早期対応に努めなければなりません。

また、保・小・中の教育課程において、ほぼ同一の学級集団で卒業を迎えることから、人間関係をつくる「集団づくり」の取組を進めていく必要があります。

② 不登校の状況

平成 29 年度、30 年度ともに長期欠席者があり、欠席の理由は様々で、精神的なものや病弱な場合、家庭的な問題など要因や背景は一樣ではないことから、状況を適切に把握し家庭や関係機関とも十分に連携しながら組織的に対応していく必要があります。

③ 暴力行為の状況

暴力行為については、平成 28 年以降発生していません。学校で児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、家庭や関係機関とも連携しながら、規範意識の醸成や「集団づくり」などを進める必要があります。

(3) 体の分野

小・中学校の体力・運動能力については、平成 30 年度に実施された全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果からみると、体力において小学校（8 種目）は、男子は 50m 走以外で、女子は全ての種目で全国平均を上回り、総合得点（T 得点）では、男子は全国比+5.8 ポイント、女子は全国比+4.7 ポイントとなっています。中学校では男子・女子ともに、7 種目で全国平均を上回り、総合得点（T 得点）では、男子が全国比+5.6 ポイント、女子は全国比+11.8 ポイントとなっています。

また、運動習慣質問紙からは、授業以外での 1 週間の運動時間が、小学校男子と中学校男子・女子ともに全国平均を大きく上回り、子供会スポーツクラブや部活動の参加率が高いことから、日常的な運動習慣につながっていることがうかがえます。しかし小学校女子については、全国平均を下回っています。

この結果から、小・中学校とも、体育の授業の改善を図りつつ、さらに日常的に運動やスポーツをする環境づくりを進めながら、児童生徒の体力の維持向上を図っていく必要があります。

5 学校と地域との連携について

子どもたちを取り巻く環境は年々厳しくなり、学校が抱える課題も多様化・複雑化し、学校だけでは対応しきれない状況が増えてきています。そのため、学校と地域が連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り育てていくことが必要です。

本村では、平成 26 年度から学校支援地域本部を設置し、地域の方々の参画により、郷土学習や登下校時の安全指導、環境整備等の教育支援が充実してきています。また、「放課後子ども教室」「放課後学習支援」など、安全・安心な居場所で、様々な体験・交流・学習活動が行われています。

6 就学前教育・保育について

本村では、保育所保育指針のもと、具体的な指導方法に基づく保育を行っています。就学前と小学校教育の段差を解消するべく、平成 28 年度から 2 年間「高知県保幼小連携推進事業」を受け「北川村保小連携推進協議会」を設置し、互恵性のある連携交流

の実施と接続カリキュラムで保育と学校教育をつなぐ取組を進め、平成 30 年 3 月、子どもの育ちをつなぐ接続カリキュラムを完成させ、実践してきました。

また、発達障害等の特別な支援が必要な乳幼児の増加や多様化が進んできたことで、より専門的な指導・支援方法の習得が求められるようになってきています。

7 学校安全対策について

安全教育の 3 領域（災害安全・交通安全・生活安全）について、高知県安全教育プログラムに基づき、安全教育を推進しています。

（1）防災教育について

近い将来、高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震に備えて、平成 18 年度に保育所、平成 19 年度に中学校、平成 20 年度に小学校、それぞれの施設について耐震化が完了しています。

防災教育については、学校安全計画に基づき、年間 5 時間以上の防災の授業と年間 3 回以上の避難訓練が行われており、児童生徒が主体的に避難行動をとれるように、様々な場面（授業中・休み時間・登下校中・放課後等）での避難訓練が行われています。また、保育所では、毎月避難訓練もしくは防犯訓練が行われ、保育・小学校・中学校での防災教育の充実が図られています。

（2）交通安全・生活安全について

平成 21 年度より「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を受け、スクールガード・リーダーによる登下校の見守り活動を行っています。学校や通学路における子どもの安全を確保するため、学校・家庭及び地域の関係機関が連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めています。

8 社会教育の状況について

ライフステージにおける生涯学習の推進、文化協会を中心とした文化的活動、体育会での生涯スポーツへの取組、中岡慎太郎の顕彰事業、国際交流事業などが推進されています。

今後も、社会の大きな変化の中で、村民一人ひとりが直面する困難な諸課題に立ち向かい、自ら克服していく力を育むことが求められます。そのためには、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、スポーツに取り組み、また、文化芸術活動などの生涯学

習に取り組み、生きがいを持って生活をする必要があるとされており、こうした活動の場の確保、情報提供、機会の充実などが求められています。

第3章 基本構想

教育を取り巻く社会状況の変化や本村教育の現状と課題を踏まえ、今後5年間で目指すべき教育振興の方向性を示すものです。

1 基本理念

『 生きる力と学びを育む北川村の教育 』

村の発展の原動力は「人」であり、将来の基礎となる力を確実に育成するのは教育です。活力ある豊かな郷土と生きがいのある生活を実現するため、心身ともに健康で創意と自主性に富み、調和の取れた村民の育成を目指し、憂慮すべき社会情勢の中で、社会モラルの向上と子どもたちに命を大切にする心や感動する心を育み、学校・家庭・地域とともに一丸となって、本村の実態に即した教育諸施策を遂行します。

学校教育は、児童生徒が基礎・基本を徹底して学び、確かな学力を育成することにより個の能力を伸長して自立した子どもを育てること、また、学校内外の活動の中で多様な体験を通して社会性を磨き、知・徳・体のバランスの取れた生きる力を育むことが求められています。

村民一人ひとりには、生涯を通じて学び、主体的に生きる力を高めていくため、興味関心に応じた生涯学習・スポーツに取り組むことが求められ、更に学習の成果を地域社会に還元できるシステムを構築し、学校教育を支援していく力になることも期待されます。

2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を重視した取組を行います。

(1) 次代を担い、たくましく生きる児童生徒の育成 【知・徳・体の充実】

社会が急激に変化している中、次代を担う子どもたちの自立と健やかな成長を支援していくためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスの取れた、生きる力を育むことが最も重要です。そのためには、学校の組織力を高めながら、組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等、教職員の資質向上を目指した取組を推進していきます。あわせて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を推進します。

(2) ふれあいと思いやりのある地域社会の実現 【連携・協働の推進】

これからの北川村では、村民一人ひとりが村にある教育資源やそれぞれのもつ智慧を活用しながら協働し、時代を担う村民の育成に努めていくことが重要となります。そのため、学校・家庭・地域が連携・協力し、地域社会全体がつながりながら、郷土を愛する人を育みます。

また、子どもの育ちの連続性を保障する教育を推進し、地域社会と一体となった特色ある学校づくり、豊かな学びを保障する学校環境の向上を推進します。

(3) 心豊かで、生きがいの持てる地域社会の実現 【学び続ける環境づくりの推進】

村民一人ひとりが、自発的な意思に基づく生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ・健康づくり活動、国際交流等に関わる活動は、個人の生きがいを高め自己実現を図るだけでなく、人と人とのふれあいを広げていきます。

また、伝統文化を支援活用することにより、地域のコミュニティー意識を高めていくことが期待されます。更に、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元することができれば、地域の活性化に繋がっていきます。

施策の全体体系図

<基本理念>

<基本方針>

<7つの方向性>

<主な施策>

『生きる力と学びを育む北川村の教育』

1

次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

(1) 学校力・教職員力の向上

- ① 学校運営組織の充実
- ② 組織的な授業力向上と生徒指導の充実
- ③ 地域に開かれた、特色ある学校づくりの推進

(2) 確かな学力と自立する力の育成

- ① 確かな学力を身につける教育の推進
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな身体を育み、健康的な生活ができる教育の推進
- ④ 進路指導・キャリア教育の推進

(3) 保・小・中の連携による教育の推進

- ① 0歳から15歳までの子どもの育ちの連続性を保障する保育・教育の推進
- ② 一人ひとりの子どもの特性に対応した、きめ細やかな教育の推進
- ③ いじめ・不登校対策の充実

2

ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

(4) 郷土愛を育む教育の推進

- ① 先人に学ぶ教育の推進
- ② 歴史・文化・産業等の地域資源を活用したふるさと教育の推進
- ③ 自然を生かした体験活動や環境教育の推進

(5) 家庭・地域の教育力の充実

- ① PTAとの連携の推進
- ② 社会教育と連携した子どもを育む地域活動の推進

3

心豊かで生きがいのもてる地域社会の実現

6. 安全・安心な学校づくりの推進

- ① 安全教育・防災教育の推進
- ② 危機管理体制の充実
- ③ よりよい教育施設・環境の整備
- ④ 学校給食の充実

7. 生涯学び続ける環境づくりの推進

- ① 多様な学習機会の創設
- ② 人権教育の充実
- ③ 図書サービスの充実
- ④ 中岡慎太郎館の整備・充実
- ⑤ 文化財の保存活用
- ⑥ 文化芸術の振興
- ⑦ 国際交流の推進
- ⑧ 生涯スポーツの推進

第4章 計画の基本的方向と施策の柱

1 次代を担い、たくましく生きる児童生徒の育成 【知・徳・体の充実】

基本方向（１） 学校力・教職員力の向上

◆施策の柱

- ① 学校運営組織の充実
- ② 組織的な授業力向上と生徒指導の充実
- ③ 地域に開かれた、特色ある学校づくりの推進

◆主な取組

① 学校運営組織の充実

学校の目標や課題、具体的な取組内容等を示した学校経営計画を策定し、校長のリーダーシップのもと、PDCAサイクルにより取組状況や成果を組織的に点検・検証しながら、計画の修正・取組の改善が図られるよう取り組み、全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性をあわせて取組を進める仕組みをつくります。

② 組織的な授業力向上と生徒指導の充実

日常の業務につきながら職場内で行う人材育成を進めるとともに、多様な研修の場（校内研修・村教育連絡協議会の教職員研修・中芸地区教育研究会等）を通じ、教職員の資質向上を図ります。

③ 地域に開かれた、特色ある学校づくりの推進

学校が、自らの教育活動や学校運営についての情報を保護者などの学校関係者や地域に積極的に発信するとともに、地域の行事等に積極的に参加するなどして、信頼関係の構築に努めます。

基本方向（２） 確かな学力と自立する力の育成

◆施策の柱

- ① 確かな学力を身につける教育の推進
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな身体を育み、健康的な生活ができる教育の推進
- ④ 進路指導・キャリア教育の推進

◆主な取組

① 確かな学力を身につける教育の推進

全国学力・学習状況調査や総合学力調査等の結果分析を生かした学力向上対策を立て、PDCAサイクルで検証しながら基礎学力の定着と学力の向上を目指します。学び直しができる効果的な帯タイムや放課後加力・補習等の実施により、児童生徒に全国平均以上の学力を保障する確かな教育を推進します。

② 豊かな心の育成

規範意識や他人に対する思いやり、命を大切にする心、感動する心や情操豊かな人間性を育む道德教育の充実を教育活動全体で推進します。また、自己肯定感を高め、一人ひとりの良さを認め合いながら、人間的なふれあいを仲間とともに高め合う子どもの育成を図ります。

豊かな感性と表現力を育むために、教育活動全体を通して読書の習慣化を推進するとともに、学校図書館の蔵書の充実や村民会館図書室との連携強化に努めます。また、北川村子ども読書活動推進計画をもとに、学校・家庭・地域における読書活動を推進します。

③ 健やかな身体を育み、健康的な生活ができる教育の推進

規則正しい生活習慣の確立に向けて、健康教育推進協議会を設置し、保・小・中とPTA、行政の代表者が集まり、子どもたちの健康について協議し、幼児・児童・生徒の体力向上と健康な生活を送るための教育を支援します。

④ 進路指導・キャリア教育の推進

産業構造の変化や雇用の多様化が進む中、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるため、職場体験や社会体験などを体系的に推進し、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てる進路指導・キャリア教育

の充実に努めます。

2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現 【連携・協働の推進】

基本方向（３） 保・小・中の連携による教育の推進

◆施策の柱

- ① 0歳から15歳までの子どもの育ちの連続性を保障する保育・教育の推進
- ② 一人ひとりの子どもの特性に対応した、きめ細やかな教育の推進
- ③ いじめ・不登校対策の充実

◆主な取組

- ① 0歳から15歳までの子どもの育ちの連続性を保障する保育・教育の推進
北川村の子どもの育ちの指標を作成し、一村各一機関の強みを生かし、「依存的なあり様」から「主体的なあり様」への成長を支援していきます。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をふまえた5歳児後半の接続カリキュラムとスタートカリキュラムを実施し、保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

- ② 一人ひとりの子どもの特性に対応した、きめ細やかな教育の推進

特別な教育的支援の必要な幼児・児童・生徒が増加傾向にあります。一人ひとりのニーズに応じた適切な支援ができるよう、支援員の配置等、保育・教育支援の充実に図ります。

また、支援の必要な児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、個別の指導計画を作成し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部の専門機関との連携を図り、校内支援委員会の充実に推進します。

- ③ いじめ・不登校対策の充実

生徒指導の充実に図るために、家庭や関係機関と連携しながら、学校ぐるみでの共通理解のもと、組織的に心に寄り添う生徒指導を推進するとともに、学習や部活動、学校行事や校外活動を通して児童生徒の好ましい人間関係を育成します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等

による教育相談・家庭支援等の体制の充実に努めます。

基本方向（４）郷土愛を育む教育の推進

◆施策の柱

- ① 先人に学ぶ教育の推進
- ② 歴史・文化・産業等の地域資源を活用したふるさと教育の推進
- ③ 自然を生かした体験活動や環境教育の推進

◆主な取組

① 先人に学ぶ教育の推進

幕末の志士中岡慎太郎をはじめとする先人の歴史的功績や生き方・考え方を学ぶことにより、目的や目標に向かって主体的に取り組むことができる子どもの育成を目指します。

② 歴史・文化・産業等の地域資源を活用したふるさと教育の推進

豊かな自然や歴史・伝統文化・産業をはじめ郷土に対する誇りや愛情、規範意識や思いやりの心を持ち、地域の一員として高い志を持ち社会に貢献できる人づくりを推進します。

③ 自然を生かした体験活動や環境教育の推進

地域の豊かな自然や風土を活用した体験活動を通じて子どもたちの自立心や豊かな心を育みます。

また、人々に生活の便利さや豊かさをもたらした科学技術等の進歩は、地球環境にも影響を与え、さまざまな環境問題が生じていることから、環境保全意識の醸成に努めます。

基本方向（５）家庭・地域の教育力の充実

◆施策の柱

- ① ＰＴＡとの連携の推進
- ② 社会教育と連携した子どもを育む地域活動の推進

◆主な取組

① ＰＴＡとの連携の推進

規則正しい生活習慣が学ぶ力を育てる基盤となることから、学校とＰＴＡが連携した「ちょっとまった！テレビ・ゲーム大作戦」や「生活リズムチェック」等を推進するとともに、家庭での読書や計画的な学習習慣の定着に向けた取組を推進します。

また、主体的なＰＴＡ活動が展開されるよう協力・支援関係を強め、子どもたちを励まし、寄り添う活動へと繋げていきます。

② 社会教育と連携した子どもを育む地域活動の推進

地域の方々の参画を得てのスクールガード・リーダーによる登下校の見守り活動や、放課後の学習やスポーツ・文化活動・体験活動等に取り組む放課後子ども教室、学力向上を目指す学びの場を提供する学力ステップアップ教室など、地域ぐるみで子どもを守り育てるための取組を推進します。

3 心豊かで生きがいのもてる地域社会の実現 【学び続ける環境づくりの推進】

基本方向（6） 安全・安心な学校づくりの推進

◆施策の柱

- ① 安全教育・防災教育の推進
- ② 危機管理体制の充実
- ③ よりよい教育施設・環境の整備
- ④ 学校給食の充実

◆主な取組

① 安全教育・防災教育の推進

学校内外や災害時に対応する防災教育や防災訓練により、自分の命は自分で守る意識づくりや、今何をしなければならないのかなど主体的に考え行動できる子どもを育成します。

② 危機管理体制の充実

緊急事態発生時に、子どもたちや教職員の生命や心身の安全を確保するため、全教職員が村や地域と連携した危機管理について、正しい知識と高い意識を共有し、具体的に行動できるよう危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制を構築します。

③ よりよい教育施設・環境の整備

保育所・学校等の施設は、災害時には地域住民の避難場所ともなることから、内外装材や照明器具等の落下防止対策、太陽光発電による自立電源設備の設置など、安全・安心な施設づくりに努めます。

また、老朽施設の機能改善や温暖化に対応したエアコン設置、特別な支援の必要な場合における施設整備など、多様な教育に対応した環境の整備に努めます。

④ 学校給食の充実

児童生徒が健康で充実した生活を送るために、地場産物の使用拡大に努め、安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、学校給食を通じた食に関する

る指導を推進します。また、小中学校共同調理場の老朽化が進んでいるため、施設の改修・更新を計画的に推進します。

基本方向（７） 生涯学び続ける環境づくりの推進

◆施策の柱

- ① 多様な学習機会の創設
- ② 人権教育の充実
- ③ 図書サービスの充実
- ④ 中岡慎太郎館の整備・充実
- ⑤ 文化財の保存活用
- ⑥ 文化・芸術の振興
- ⑦ 国際交流の推進
- ⑧ 生涯スポーツの推進

◆主な取組

① 多様な学習機会の創設

生涯にわたる学習活動を推進するため、村民が生涯にわたって学習活動の行いやすい環境を整備する必要があります。幼児期の心と体を育むことをねらいとした子育て講座など、各ライフステージに生じる課題の学習活動の提供に取り組むとともに、更なる学習機会の充実・提供に努めます。

② 人権教育の充実

差別や偏見のない思いやりのある明るい地域社会を築いていくため、職場や地域社会においても人権啓発活動を通して、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。

③ 図書サービスの充実

生涯にわたる学習活動の充実のため、村民会館図書室の蔵書だけでなく、県立図書館等と連携・協力の拡大を図り、図書館のネットワークを活用して学習活動を支援します。

④ 中岡慎太郎館の整備・充実

平成６年の開館以来、資料の収集・保存に努め企画展の開催、歴史講座や

学校への出前教室なども実施してきており、今後も多様なニーズに対応できるよう一層の研究に努めるとともに、中岡記念館等を含めた文化施設及び観光施設としての機能の充実を図ります。

⑤ 文化財の保存活用

人々のライフスタイルが大きく変化する中で、文化財の保護と活用を促進するためには、指定文化財の周知及び理解を深め、地域と協働しながら文化財の保護意識の啓発や文化の価値を生かした活用を図ります。また、民俗文化財の後継者育成は重要な事業と位置付け、今後も支援に努めます。

⑥ 文化芸術の振興

文化芸術の多様性や活動者の自主性の尊重、文化芸術に求められる独自性や地域性を踏まえると、文化協会や個人だけでなく住民団体・事業者・教育機関などの様々な団体や人々の連携・協働によって振興を図るとともに、新しい文化芸術の創造に努めます。

⑦ 国際交流の推進

外国人と同じ地域社会を構成する一員として、共生していくという意識を持つことが大切であり、異文化を理解し、相互に尊重し、相互に助け合うことができるよう、国際交流員等を中心に国際理解教育を進め共生意識を醸成していきます。また、帰国・外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援します。

⑧ 生涯スポーツの推進

誰もが、いつでも、どこでも自主的にスポーツに取り組めるよう、環境づくりを進めるとともに、スポーツへのきっかけをつくり、継続していくことができるよう、魅力あるスポーツ教室や大会の充実を図っていきます。